

# 技術基準との整合確認書

資料 4－3

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5	箇条5 高可とう性エチレンプロピレンゴム(EPR)絶縁編組コード コードの種類・用途に応じ、当該箇条において規定されている電気的特性、構造及び寸法特性、機械的特性等の試験に適合しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.1 5.3.5 5.3.6	5.3 構造 5.3.1 導体 線心数は、2 心又は3 心でなければならない。導体は、JIS C 3664 の表 6 のクラス 6 の要求事項を満たさなければならない。 5.3.5 線心及び介在物のより合せ 線心を介在物とともににより合わせなければならない。線心のより合せピッチは、より合せ径の 7.5 倍以下でなければならない。線心のより方向は、導体のより方向と同一でなければならない。 5.3.6 外部編組 線心及び介在物のより合せ上には、次の条件で編組を施さなければならない。 — 糸の本数は、60 以上 — 1m 当たりの交差数は、700 以上 — キャリアの数は、24 以上	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				5.3.7	5.3.7 仕上り外径  平均仕上り外径は、規定された範囲内でなければならぬ。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.3 5.3.6	5.3 構造  5.3.3 絶縁体  各導体上にタイプ IE4 の EPR 又は同等の合成ゴムコンパウンドを被覆しなければならない。  5.3.6 外部編組  線心及び介在物のより合せ上には、編組をもたなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5  第 1 部 箇条 3  第 1 部 3.3  第 1 部 箇条 4	箇条 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード  表示に関して、JIS C 3663-1 (以下、第 1 部) の該当要求事項 (箇条 3 及び箇条 4) に従わなければならない。  第 1 部 箇条 3 表示  第 1 部 3.3 判読性 すべての表示は、明りょうでなければならない。識別糸の色は、容易に識別できなければならぬ。  第 1 部 箇条 4 線心識別	

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 4.1 第1部 4.1.1 第1部 4.1.2 第1部 4.1.3 第1部 4.2 第1部 4.2.1	各線心の識別は、次によらなければならない。 — 5心以下のケーブルについては、色による — 5心を超えるケーブルについては、色又は数字による 第1部 4.1 色による線心識別 第1部 4.1.1 一般的要件事項ケーブルの線心識別は、着色した絶縁体又は他の適切な方法によらなければならない。ケーブルの各線心は、緑と黄との組合せによって識別する線心を除き、1色だけでなければならない。緑と黄とを組み合わせる場合を除き、緑及び黄の単色は、いかなる多心ケーブルについても使用してはならない。 第1部 4.1.2 色体系 色は、明りょうに識別できなければならない。 第1部 4.1.3 緑／黄の色の組合せ 緑と黄との組合せの割合は、任意の 15 mm 長の線心において、1色は線心の表面積の 30%以上、70%以下を覆い、他の 1色が残りの部分を覆わなければならない。 第1部 4.2 数字による線心識別 第1部 4.2.1 一般的要件事項 線心の絶縁体は、緑と黄との組合せの線心を含む場合の緑と黄との組合せの線心以外は、同一の色で連続番号を付けなければならない。	

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					<p>緑と黄との組合せの線心がある場合には、その線心は4.1.3に適合し、かつ、最外層に配列しなければならない。</p> <p>ナンバリングは、内層から順に数字の 1 から始めなければならない。</p> <p>すべての数字は読みやすく、同一の色とし、絶縁体の色と対比して引き立つものでなければならぬ。</p> <p>数字は、線心の表面にアラビア数字で印刷しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4 5.4.2	<p>5.4 試験</p> <p>表 9 の加熱老化後の引張試験、加圧空気老化後の引張試験、ホットセット試験、耐摩耗性試験に適合しなければならない。</p> <p>5.4.2 3 個のブーリによる可とう性試験</p> <p>規定の試験装置に試料を取り付け、規定の値で通電した状態で、移動台を規定の速度で前後に 2000 回（一往復で 1 回とカウントする。）移動させることで試料に負荷を与えるサイクル試験を行ったとき、電流が遮断、導体間の短絡、又はケーブル及び試験装置間の短絡が生じてはならない。</p> <p>また、サイクル試験後に、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				5.4.3	5.4.3 ねじり強度試験  規定の試験装置に試料を取り付け、規定の値で通電した状態で、試験装置を規定の速度で上下に 1500 回（一往復で 1 回とカウントする。）運動させることで試料にねじり負荷を与えるサイクル試験を行ったとき、電流が遮断又は導体間の短絡が生じてはならない。また、編組には損傷（ひび割れ又は引裂け）や 2mm 以上のすき間が生じてはならない。更に、サイクル試験後に、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	5.4 試験  表 9 の編組の耐熱性試験、オゾン試験に適合しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.1 5.3.3	5.3 構造  5.3.1 導体  素線は、めつきなし又はすずめつきありのいずれかでなければならない。  5.3.3 絶縁体  各導体上にタイプ IE4 の EPR 又は同等の合成ゴムコンパ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				5.3.4	ウンドを被覆しなければならない。 5.3.4 介在物 介在物は、繊維の材料でなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.3 5.4	5.3 構造 5.3.3 絶縁体 各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。 絶縁体厚さの平均値及び最小値は、規定の値以上でなければならない。 5.4 試験 表9の完成品ケーブルの耐電圧試験、線心の耐電圧試験に適合しなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.3 5.4	5.3 構造 5.3.3 絶縁体 各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。 絶縁体厚さの平均値及び最小値は、規定の値以上でなければならない。 5.4 試験 表9の完成品ケーブルの耐電圧試験、線心の耐電圧試験に適合しなければならない。	

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	5.3 5.3.3 5.4	5.3 構造 5.3.3 絶縁体 各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。 絶縁体厚さの平均値及び最小値は、規定の値以上でなければならない。 5.4 試験 表9の完成品ケーブルの耐電圧試験、線心の耐電圧試験に適合しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	5.4	5.4 試験 表9のめっきなし導体のはんだ付け性試験、編組の耐熱性試験に適合しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	—	—	機器に取り付けられたケーブルについては、機器の個別規格で規定されている。

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	5.4 試験 表 9 の構造の適合性の確認試験に適合しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	5.4 試験 表 9 の老化前の引張試験に適合しなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 5.3.3 5.3.4	5.3 構造 5.3.3 絶縁体 各導体上にタイプIE4 のEPR 又は同等の合成ゴムコンパウンドを被覆しなければならない。 5.3.4 介在物 介在物は、繊維の材料でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き						生しないため、 非該当が妥当と 考える。
第十四 条	使用方法を考慮 した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 無監視状態での運転においても、人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないように設計され、及び必要に応じて適切 な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5	箇条 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編 組コード  コードの種類・用途に応じ、当該箇条において規定されて いる電気的特性、構造及び寸法特性、機械的特性等の試験 に適合しなければならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、始動 の機能は無いた め、非該当が妥 当と考える。
第十五 条第2項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、再始 動の機能は無い ため、非該当が 妥当と考える。
第十五 条第3項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、停止 の機能は無いた め、非該当が妥 当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとす る。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるた め、非該当が妥 当と考える。
第十七 条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁 的妨害による誤 動作により安全 機能に障害が生 じることはない ため、非該当が 妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、放送 受信及び電気通 信の機能に障害 を及ぼす雑音を 発生するおそれ はないため、非

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八 条続き						該当が妥当と考える。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5  第 1 部 箇条 3 第 1 部 3.1 第 1 部 3.1.1  第 1 部 3.2	箇条 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード  表示に関して、第 1 部の該当要求事項（箇条 3 及び箇条 4）に従わなければならない。  第 1 部 箇条 3 表示 第 1 部 3.1 製造業者の識別及びケーブルの表示 第 1 部 3.1.1 表示の連続性  一連の表示の終わりと次の表示の始まりとの間隔は、次によらなければならない。 — 550 mm 以下：表示がシース上にある場合 — 275 mm 以下： a) 表示がシースなしケーブルの絶縁体上にある場合 b) 表示がシース付きケーブルの絶縁体上にある場合 c) 表示がシース付きケーブルの中に挿入したテープ上有る場合 第 1 部 3.2 耐久性  印刷した表示は、耐久性がなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九 条続き				第1部箇条4 第1部4.1 第1部4.1.2 第1部4.2 第1部4.2.3	第1部箇条4 線心識別 第1部4.1 色による線心識別 第1部4.1.2 色体系 色は、耐久性がなければならない。 第1部4.2 数字による線心識別 第1部4.2.3 耐久性 印刷した数字は、耐久性がなければならない。	
第二十条 第1号	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定 によるほか、当該各号に定めるところによ る。  一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電 気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに 限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる 換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所 に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない 方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。）	□該当 ■非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-8 : 2010 及び 追補 1 : 2017

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル 第 8 部：高可とう性コード

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。		—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—